

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、トラックの運転手として勤務していたところ、平成○年○月○日、産廃処分場内において、他の車両が急にバックしてきて請求人の車両に激突し、左手関節を負傷した。

請求人は、同日、C整形外科に受診し「左橈骨尺骨遠位端骨折」と診断され、その後、平成○年○月○日、D整形外科に受診し「左手関節TFCC損傷」、さらに、同年○月○日、E病院に受診し「左手関節痛、左手関節挫傷、左尺骨骨折後疼痛等」とそれぞれ診断された。請求人は、加療の結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、障害補償給付支給請求書裏面のF医師作成の診断書をもって、自らの障害の状態を「左手関節の痛み」として、障害補償給付請求に及んだものである。

(2) 当審査会において、改めて、同診断書及びG医師作成の意見書を含む本件における関係資料を検討するも、決定書第2の2の(2)のウに説示するとおり、請求人の左手関節部位に機能障害を認めることはできない。そうすると、請求人に残存する障害は、左手関節部位の疼痛、すなわち「神経症状」であるところ、当審査会として、請求人の主訴はもとより、上記両医師の医学的所見等から、請求人の症状の内容を精査するも、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) なお、請求人は、平成○年○月○日付けF医師作成の自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書及びD整形外科の左手関節単純MRIの写しを再度提出し、残存する神経症状に関し、「TFCC損傷により神経障害が出現しており、日常生活も仕事にも支障を来している」旨主張しているが、請求人に残存する障害の程度は上記判断のとおりであり、請求人の傷病が「TFCC損傷」であったとしても、請求人の障害の程度に何ら変更を生じることはない。したがって、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。